

## ○知事の所信

本日、六月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいま提案いたしました議案の御説明とあわせ、当面する県政の重要課題について御報告を申し上げ、議員各位を初め、県民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、このたびの県職員による一連の不祥事について、議員各位を初め、県民の皆様方に心からおわびを申し上げ、今後の再発防止に向けた取り組みについて御報告させていただきます。

まず、知事部局におきましては、南部総合県民局の元職員が収賄容疑で逮捕され、また商工労働部職員が盗撮行為により迷惑行為防止条例違反、さらには西部総合県民局の職員が道路交通法違反でそれぞれ書類送検されました。

また、教育委員会におきましても、公立学校教員二名の飲酒運転に続き、県立学校の臨時職員が窃盗容疑で逮捕されました。

さらには、警察本部におきましても、美馬警察署の留置施設から拘留中の容疑者が逃走するという事案が発生をし、県民の皆様の体感治安を大きく低下させてしまったところであります。

こうした一連の県政各般にわたる不祥事により、県民の信頼を大きく失墜させたことは極めて遺憾であり、県政を預かる最高責任者として、県民の皆様方に深くおわびを申し上げる次第であります。本当に申しわけございませんでした。

そこで、再発防止策の第一弾といたしまして、従来、所属職名のみ公表し、氏名については原則非公開でありました懲戒処分などに関する公開基準につきまして、知事部局を初め、すべての部局——教育委員会を含む——におきまして、免職、停職はすべて、また減給以下の懲戒処分におきましても、職責や社会的影響を考慮し、必要に応じて氏名を公表する、全国屈指の厳しいものへと見直しを行い、迷惑行為防止条例違反事案から適用をいたしたところであります。

さらに、再発防止に向け、副知事をトップとする検討委員会を設置し、倫理条例や公益通報制度などを含めた職員倫理及び懲戒制度のあり方、物品調達などの契約事務手続を二つの柱とし、事案発生 of 徹底した原因究明に向け、全庁を挙げ、鋭意情報収集、検証を行っております。

また、なぜ今回の事案を防ぐことができなかったのか、組織的な問題はなかったのかなど、管理監督者の責任の所在についても明らかにした上で、対策の検討を進めてまいります。

さらには、去る十六日、弁護士や公認会計士など専門家から具体的な提言をいただく第三者機関として再発防止検討会議を開催し、抜本的改革に向け貴重な御意見をいただいたところであります。

今後、検討会議からの御提言を踏まえ、公正で透明性が高く、かつ実効力のある再発防止策をスピード感を持って取りまとめ、再びこうした事件が起こることのないよう、職員の綱紀肅正を徹底し、各任命権者ととともに、一日も早い県民の信頼回

復に全力で取り組んでまいり所存であります。

次に、道路特定財源についてであります。

平成二十年度政府予算につきましては、去る三月二十八日成立いたしました、道路特定財源諸税の暫定税率維持などを盛り込んだ予算関連法案については、四月一日、期限切れにより失効し、地方財政を初め、我が国の社会経済に大きな混乱を引き起こす事態となりました。

県といたしましては、この影響を最小限に食いとどめるため、直ちに県議会を初め、県内地方六団体、経済団体と一体となって予算関連法案の早期成立を求める緊急アピールを採択し、政府及び与野党に対し、地方の声として強く訴えてまいりました。

この結果、四月三十日には暫定税率関連法案が、また五月十三日には特定財源などの特例に関する改正法案が衆議院での再可決により成立をし、混乱をした地方行政の收拾が図られ、県民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えることができました。

議員各位を初め、関係者の皆様の御理解、御協力に対し厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、道路特定財源制度については、来年度からの一般財源化に向けた基本方針が閣議決定されたところであります。

この基本方針については、国の権限と財源を地方へ移譲するという地方分権の観点からは、目指すべき方向と考えております。

しかしながら、真に必要な道路については、国の責任において着実に整備する必要がある、本県にとっては、平成の関所として、物流や観光などあらゆる面において障壁となっている割高な本四道路の料金引き下げを実現していただくことが、一般財源化を進める前提として不可欠な条件であります。

このため、四国知事会、近畿知事会の各府県と一体となり、料金引き下げに向けた緊急決議を行ったところであり、あらゆる機会を通じその実現を訴えてまいります。

次に、今議会に提案いたしております補正予算案についてであります。

本県を取り巻く喫緊の課題である地域経済の活性化、県内における都市部と中山間地域の格差是正、長寿医療制度の円滑な実施への速やかな対応、さらには社会的弱者への配慮などの観点から、今議会、所要の補正予算案を提案させていただきました。

第一点目は、地方道路整備臨時交付金の拡充による、中山間地域の活性化対策を初めとした公共事業予算の補正であります。

地方の活性化や自立に必要な道路整備を機動的かつ弾力的に行うことのできる地方道路整備臨時交付金制度について、地域間格差の是正につながる徳島発の提言を積極的にアピールしてまいりました。

その結果、交付金の国費割合が五五%から六五%に引き上げられ、より少ない県負担で道路整備を促進することが可能となりました。

このため、新たな県費を投入することなく、県内経済の活性化や南海地震への備

えにつながる道路整備、港湾海岸保全の公共事業費約十六億円の増額、中山間地域における災害予防事業を緊急的に実施をする県単独事業、中山間地域活性化支援枠の創設を行うとともに、新規発行県債の抑制により財政健全化をも加速させることとし、一石二鳥、三鳥の効果を目指してまいります。

第二点目は、全国初となる農商工連携ファンドの創設であります。

本県の強みである豊富で多様、かつ品質にすぐれ安全な農林水産物と、中小企業が有する高いものづくり技術を連携させ、産業政策の新たな領域として、農商工連携を推進してまいります。

このため、新たに二十五億円のファンドを創設し、とくしま経済飛躍ファンド・百億円とあわせ、総額百二十五億円ファンドへと拡充いたすところであります。

新たなファンドの活用により、地域資源を生かしたとくしまブランド製品の創出など、徳島ならではの取り組みを加速し、新たな切り口からの経済活性化を目指してまいりたいと考えております。

第三点目は、長寿医療制度、いわゆる後期高齢者医療制度への対応であります。

本年四月、七十五歳以上の方々を対象とした長寿医療制度がスタートいたしました。が、制度移行に伴い、高齢者の方々や医療現場において、多くの不安や混乱が生じております。

特に、県内全市町村から成る広域連合が事業主体として実施をする健康診査については、現在、対象者が直近一年間において、眼科や歯科を含めた医療機関に全く受診をしていない方に限定をされており、県議会を初め各方面から、対象者を大幅に拡大すべきとの強い御要望をいただいております。

生活習慣病を早期に発見をし重症化を予防する健康診査は、県としても非常に重要と考えておりますが、対象者の拡大は、直ちに保険料の値上げにつながるものであります。

しかしながら、高齢者の方々へ一層の負担を求めることは、到底困難であり、そこで、新たな自己負担なく健診対象者の拡大が図られるよう、県としての助成制度を創設することとし、今後、市町村とも緊密な連携を図りつつ、広域連合に対し対象者拡大を働きかけてまいりたいと考えております。

あわせて、新制度において、新たに保険料負担が生じる県民の皆様の切実な声にこたえ、制度設計者である国の責任において適切な措置を求めるなど、高齢者の方々が安心して健やかな老後を送ることのできる制度への改善が図られるよう訴えかけてまいります。

続きまして、主要な事業につきまして御報告申し上げます。

第一点は、オープンとくしまの実現であります。

地方分権改革については、去る五月、内閣府に設置をされた推進委員会により第一次勧告が行われ、いよいよ第二期改革の第一歩が踏み出されました。

今回の勧告は、分権改革に全力で取り組むとの地方の決意を酌んでき、地方への大幅な権限移譲が打ち出されるなど評価できると考えております。

しかしながら、今後の具体的検討においては、地域の特性や実情を踏まえた議論が必要であり、特に、那賀川の管理のあり方については、昨年度、県議会、経済界

及び流域市町の御協力をいただき長安口ダムの国直轄化が実現をしダム改造事業が着手されたばかりであることを十分主張してまいりたいと考えております。

今後とも、県民の目線に立った生活者のための地方分権改革実現に向け、議員各位の御理解、御協力をいただき、地方の声が的確に反映をされるよう取り組んでまいります。

第二点は、経済飛躍とくしまの実現であります。

まず、新鮮とくしまブランド戦略の展開についてであります。

神戸淡路鳴門自動車道全通十周年を迎え、今年度は、とくしまブランドの浸透を図る絶好の機会であります。

このため、神戸まつりを初め、関連イベントを活用し、「新鮮なっ！とくしま」号によるPR活動を積極的に展開しているところであり、八月下旬には、京都市場「夏まつり」において徳島のハモを本場京都の消費者の皆様へアピールしてまいります。

また、本年七月の北海道洞爺湖サミット開催により、国内外に関心の高まる地球環境への貢献を新たな視点として加え、とくしまブランド協力店におけるエコファーマーの紹介など、環境に配慮したとくしまブランドの取り組みを積極的にPRしてまいります。

次に、データセンターの県西部への立地についてであります。

インターネットの普及を初め、ICT全盛期を迎えた今日、女性を中心に雇用吸収力の高いデータセンター・コールセンターの立地は、地域の雇用、経済に大きな効果をもたらします。

このため、全国有数の支援制度を活用し、積極的な誘致活動を展開した結果、既に徳島市内に五社が立地をし、約六百名の新規地元雇用を達成することができました。

また、去る六月五日には、株式会社徳島データサービスによるデータセンターの三好市への立地が決定をしたところであり、県西部初となるこのたびの立地が、地域の雇用拡大、経済の活性化に大きな効果を発揮するものと期待しております。

今後とも、若年層を初めとして、県下全域における新たな雇用の創出に向け、積極的な誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

第三点は、環境首都とくしまの実現であります。

本年度から、いよいよ京都議定書第一約束期間がスタートをし、国を挙げた温室効果ガスの排出削減の取り組みをより加速する必要があります。

このため、本県においても、地球温暖化対策をさらに実効性あるものとするため、新たな指針となる条例の制定に向け、現在、県環境審議会において、海部郡を中心に展開をしているレジ袋削減運動を県内全域に広げる取り組み、企業活動に伴い発生をする、どうしても削減できない二酸化炭素を森林整備やクリーンエネルギーの活用で相殺をするカーボンオフセットの取り組みなど、全国をリードする新たな温暖化対策について御論議を賜っているところでありたいと考えております。

今後、本県ならではの条例案を取りまとめ、来る九月県議会での提案を目指してまいりたいと考えており、議員各位の御理解をよろしくお願いをいたしたいと存じます。

第四点は、安全・安心とくしまの実現であります。

まず、安全・安心とくしま体制づくりについてであります。

初めに、ミャンマーで発生をしたサイクロン、中国四川大地震、さらには、去る十四日発生いたしました岩手・宮城内陸地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げるところであります。

四川大地震による被災地に対しては、要請に応じ、本県からもテントの無償提供を行ったところであり、各被災地の一日も早い復旧、復興を祈念いたしております。

国内外での相次ぐ災害は、広域的な初動・応急体制確保の重要性を改めて強く印象づけたところあります。

本県においては、南海地震などの大規模災害を想定し、広域相互応援体制の構築を図っておりますが、さらなる体制の強化として、今回、鳥取県が加入をし二府八県となった近畿知事会において、本県が提案をいたしておりました、民間航空事業者との間における災害等緊急時における民間ヘリコプターの活用について基本合意し、近く協定を締結する運びとなりました。

また、徳島・鳥取両県による、全国初の隔遠地協定である災害対策における相互応援協定について、より一層の効果的な救援活動が行われるよう見直しを行いますとともに、今後とも、広域的な相互応援体制の充実を図り、大規模災害発生時の被害軽減に努めてまいります。

次に、消防防災ヘリコプター「うずしお」へのドクターヘリ機能の導入についてであります。

防災ヘリ「うずしお」に、往路から医師が同乗するドクターヘリ機能を導入することにより、その機動性を生かした迅速な治療、搬送が可能となり、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減など、多大な効果が期待をされます。

このため、医師の同乗体制、出動要請の基準について、関係機関と鋭意協議を重ねてまいりましたところ、徳島赤十字病院を初め、四病院の御協力をいただけることとなり、いよいよ七月十九日からドクターヘリ機能を備えた防災ヘリの運用を開始することといたしました。

新たな機能を備えた防災ヘリを効果的に活用し、山間部を中心とした救命救急医療の充実強化に積極的に取り組んでまいります。

次に、糖尿病対策についてであります。

本県では、糖尿病死亡率が平成五年以来、十四年連続して全国一高く推移をしており、その予防対策が喫緊の課題となっております。

このため、平成十七年度には、県医師会と連携をし、糖尿病緊急事態宣言を行うとともに、県下約五十団体から成る健康とくしま県民会議を設立し、阿波踊り体操やヘルシー阿波レシピの開発、普及など、県民総ぐるみによる健康づくりに取り組んでまいりました。

こうした県を挙げた対策が実を結び、先般、厚生労働省から公表された平成十九年人口動態統計概数において、本県の糖尿病死亡率が大幅に改善をし、全国第六位と、全国ワーストワンからの脱出を図ることができたところあります。

今後とも、医療関係者や市町村などで構成する糖尿病克服県民会議や、県委託事

業として設置をしている徳島大学病院糖尿病対策センターなどとの緊密な連携により、さらなる糖尿病死亡率の改善に努めてまいります。

第五点は、“まなびや” とくしまの実現であります。

二十一世紀を担う人材創造に向けた徳島県民“まなび”拠点となる県立総合大学校「まなびーあ徳島」を去る六月一日に開校いたしました。

自治研修センター、総合教育センターを本部事務局とし、シルバー大学校・大学院や消費者大学校・大学院、テクノスクールなど、これまで各部局が個別に運営をしていた講座を横断的に連携、充実をさせ、ワンストップサービスによる情報提供を行うことで、県民の皆様の利便性向上を図ってまいります。

また、学ぶ人が主役となり、県民の自主的参加を促す県民参加型のまなびやを目指し、大学校で学んだ人を各講座の講師や県民研究員として、その能力を発揮できる機会を提供する制度を創設するなど、徳島ならではの取り組みを進め、県民の皆様に愛されるまなびの拠点を目指してまいります。

第六点は、“みんなが” とくしまの実現であります。

まず、ふるさと納税制度についてであります。

徳島発の提言として早期導入を求めてまいりましたふるさと納税制度が、四月三十日の地方税法改正により実現をし、実施の運びとなりました。

この制度は、全国にお住まいの方々が持つふるさとへの思いを自治体への寄附としてあらわしていただき、五千円を超える額を所得税や個人住民税から控除するものであります。

みずからの税の使い道をみずから選択をするといった納税者の税に対する意識を改革し、ふるさとの魅力を磨く大競争時代へ向け大きく踏み出すものであり、本県では、この制度を最大限活用いたし、魅力ある地域づくりにつなげるため、七つの事業メニューから用途を選択できる形で広く寄附を募っているところであります。

法成立後、速やかにホームページを立ち上げるとともに、県人会を初め、本県ゆかりの県外在住の方々に対し積極的に周知を図っており、一人でも多くの方々に御協力をいただき、ふるさと徳島の魅力を高め、全国に発信をしてまいりたいと考えております。

次に、過疎対策についてであります。

昨年二月、全国に先駆け設置いたしました、すべての過疎地域の市町村長及び学識経験者で構成をする過疎対策研究会において、目指すべき過疎対策についての中間報告書を取りまとめたところであります。

報告書においては、一国二制度的な大胆な発想での新たな仕組みづくり、広域的な事業実施を可能とするため、都道府県を過疎対策の積極的な事業主体とする制度の創設など、新たな着眼点で検討を行い、北海道・沖縄特例を参考とした国の負担割合の特例措置、都道府県における過疎債の発行、国土・環境保全のための目的税の創設など、二十八項目の新たな取り組むべき支援策を盛り込んでおります。

今後とも、国の動きを見据えつつ、新法制定に向けた論議をリードしてまいりたいと考えております。

第七点は、“にぎわいづくり” とくしまの実現であります。

まず、新たな徳島空港ターミナルビルの整備についてであります。

平成二十二年度供用を目指す徳島空港拡張事業に対応した新ターミナルビルの整備につきましては、徳島空港ビル株式会社において、初期投資の縮減に配慮をした基本設計を終え、引き続き実施設計が進められております。

空港ターミナルビルは、県内外の多くの皆様に御利用いただく公共性の高い施設であり、新たな交流拠点や情報発信拠点として活用を図る必要があることから、県としても、追加出資を初め、工夫を凝らした支援を行ってまいりたいと考えております。

また、ターミナルビル機能移転後の跡地利用につきましては、これまで県議会の御論議を踏まえ、鋭意検討を進めてまいりました結果、老朽化している現運転免許センターの移設を初め、有効活用を図ってまいります。

なお、本日より、徳島空港利用促進協議会において、空港の愛称募集を開始したところであり、今後とも、徳島空港が県民の皆様に愛され、全国に誇り得る空の玄関となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ブラジル・サンパウロ州との友好交流についてであります。

本年は、ブラジル徳島県人会創立五十周年を初め、本県とサンパウロ州の友好提携締結二十五周年、日本人ブラジル移住百周年に当たる記念すべき節目の年であります。

そこで、去る五月二十五日、サンパウロ州で開催をされました創立五十周年記念式典に、県議会議長を初め、県及び県国際交流協会などで組織をする公式訪問団を派遣し、異国の地における県民の皆様の長年の御労苦をたたえとともに、同行いただいた県内阿波踊り連の連員による現地阿波踊り連への技術指導など、徳島ならではの交流を行い、ブラジル徳島県人会との友好交流を深めたところであります。

このたびの公式訪問の派遣を契機として、日本とブラジル、徳島とサンパウロ州の交流をより一層深めてまいりたいと考えております。

次に、文化立県とくしまの実現についてであります。

初めに、去る四月六日に御逝去されました、県民栄誉賞及び県文化賞受賞者、お鯉さんこと、故多田小餘綾さんに対し、謹んで哀悼の意を表し、心から御冥福をお祈り申し上げます。

お鯉さんには、「よしこの」の第一人者として、本県、そして日本が世界に誇る阿波踊りの隆盛に多大な御貢献を賜り、とりわけ昨年秋開催をいたしました我が国最大の文化の祭典「国民文化祭」では、あわ文化を全国、そして世界へと発信し、私たちに大きな感動を与えていただきました。

このおどる国文祭の成果を一過性に終わらせることなく、さらに加速させるための推進エンジンとして新たな基金を創設したところであり、徳島ならではの文化資源に磨きをかけ全国に情報発信をするとともに、あわ文化を担う人材育成などを支援してまいります。

この基金を活用した事業の第一弾として、六月一日にはニーダーザクセン州友好記念コンサートを、二日には「第九」九十周年記念コンサートを開催し、本県がベートーベン「第九」のアジア初演の地であることを改めて全国に向けPRをしたと

ころであり、今後とも、文化立県とくしまの実現に向けた活動を一層加速し、本県のイメージアップや交流人口の増加など、地域の活性化につなげてまいります。

最後に、とくしまマラソンについてであります。

去る四月二十七日、神戸淡路鳴門自動車道全通十周年を記念し、四国最大級のフルマラソンとなるとくしまマラソンを開催いたしました。

眉山や吉野川など本県が誇る自然や景観の美しさはもとより、ボランティアの皆様によるランナーへの温かいサポートや、阿波踊りを初めとする本県ならではの応援により、おもてなしの心やお接待の文化等々、本県のすばらしさを十二分にアピールできたものと考えております。

大会では、県内外から四千四十五人のランナーがスタートをされ、何と九四・三%の高い完走率を残したほか、インターネットのマラソン人気ランキングにおきましても、昨年一位であった東京をかわし、五月末段階では二位という御好評をいただくことができました。

県庁所在地をスタートする公道を使用した制限時間七時間のマラソン大会という、全国でも本県と東京でしか実施をしていない、まれに見る大イベントを成功裏に終わらせることができましたのも、ひとえに大会運営を支えていただきました県民の皆様や協賛企業、徳島市を初め、関係市町、県医師会など医療関係機関、自衛隊、警察、消防など多くの関係者の御尽力のたまものと深く感謝を申し上げる次第であります。

次に、今回提出をいたしております議案の主なものについて御説明を申し上げます。

第一号議案は一般会計、第二号議案は中小企業・雇用対策事業特別会計のそれぞれ補正予算であります。

予算以外の提出案件といたしましては、条例案九件、その他の案件三件であり、第八号議案は医師確保対策の一環として、医師修学資金の貸与を受けた者が海外留学など医師としての資質向上などに資する進路を柔軟に選択できるよう、四国では初となる、義務年限の中断期間を認める返還免除の要件緩和を行うこととし、条例の一部改正を行うものであります。

以上、概略御説明申し上げますが、詳細につきましてはお手元の説明書を御参照願うこととし、また御審議を通じまして御説明を申し上げたいと存じます。

十分御審議をくださいますと、原案どおり御賛同賜れば幸いに存じます。どうかよろしく願いをいたします。